

報道関係者 各位

令和2年3月4日

【照会先】

(別添1について)

保険局医療課

岡田 (内線 3279)

(代表電話) 03(5253)1111

(別添2及び3について)

新型コロナウイルス対策推進本部

技術総括班

宮腰 (内線 8056)

(代表電話) 03(5253)1111

(別添4について)

新型コロナウイルス対策推進本部

医療体制班

島田、松本 (内線 8078)

(代表電話) 03(5253)1111

## 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について

今般、新型コロナウイルス感染症の患者数が更に増加し、検査の主たる目的が各々の患者の診療となる状況を踏まえ、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」を保険適用とすることとなりました。つきましては、別添1～4のとおり、自治体等に通知を行いますので、お知らせします。

(別添1)

保医発 0304 第5号  
令和2年3月4日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和2年3月6日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D023中(26)を(27)とし、(19)から(25)を1ずつ繰り下げ、(18)の次に次のように加える。

- (19) SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因

を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「12」S A R S コロナウイルス核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」(令和 2 年 2 月 18 日健感発 0218 第 3 号) の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査つき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添2)

健感発0304第5号  
令和2年3月4日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公印省略 )

### 新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて

今般、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、今後、新型コロナウイルス感染症にかかる検査の需要が高まること等を踏まえ、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用される。これを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく行政検査の取扱いについて下記のとおりとりまとめましたので、十分御了知の上、その取扱いに遺漏のないようにされたい。なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みであること申し添える。

#### 記

##### (1) 行政検査の委託

○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。

したがって、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。

○ 今般、PCR検査に保険適用されるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点

を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

## (2) 具体的な事務の概要

### ① 事務の流れ

- 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第15条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が3月6日より後となつた場合であっても、3月6日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

- 感染症指定医療機関等がPCR検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）
- 感染症指定医療機関等は上記で受診者に支給した金額を毎月、都道府県等へ請求する。その際、費用の積算などの必要な資料をあわせて提出する。
- 都道府県等は請求に基づき、感染症指定医療機関等へ支払う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

### ② 対象者及び検査一回当たりの金額

以下に定める受診者の区分に応じて検査一回当たりの金額を以下の通り定める。

区分	対象者	金額
A	・6歳から（義務教育就学前）70歳までの者 ・70歳以上の者のうち、現役並みの所得（標準報酬月額28万円以上又は課税所得145万円以上）を有する者	(1) 5,850円 (2) 4,500円

	(医療保険 3割負担相当の人)	
B	・ 6歳未満（義務教育就学前）の者 ・ 70歳から75歳までの者 (医療保険 2割負担相当の人)	(1) 3,900円 (2) 3,000円
C	・ 75歳以上の者 (医療保険 1割負担相当の人)	(1) 1,950円 (2) 1,500円

※(1)は検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合、(2)はそれ以外の場合。

- なお、本補助事業は、PCR検査が保険適用になることに伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨であることから、他の公費負担医療制度等によりPCR検査の実施による自己負担が増加しない受診者に対する検査の実施については、本補助事業の対象としない。

以上

(別添)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、○○都道府県知事（○○市長、○○区長）（以下「甲」という）と○○病院（以下「乙」という）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 甲は、乙がPCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を行った場合に、受診者のPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

第二条 乙は甲に対し、乙が前条の規定に基づき行った検査にかかる受診者の自己負担に相当する金額として、別表に定める区分ごとの検査回数に検査一回当たり単価を乗じて得た金額の合計額を毎月まとめて請求する。請求の際には、費用の内訳がわかる資料等を添付することとする。

第三条 甲は、乙より前条の請求を受けたときは請求のあった翌々月までに支払うものとする。

第四条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第五条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、別表に定める区分に応じた検査一回当たり単価を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第六条 本契約は、3月6日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印の上各々1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

都道府県知事、市長、区長 氏名 (印)  
医療機関の長 氏名 (印)

(別表)

区分	対象者	検査一回当たり単価
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6歳から（義務教育就学前）70歳までの者</li> <li>・70歳以上の者のうち、現役並みの所得（標準報酬月額 28万円以上又は課税所得 145万円以上）を有する者 (医療保険3割負担相当の人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 5,850円</li> <li>(2) 4,500円</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6歳未満（義務教育就学前）の者</li> <li>・70歳から75歳までの者 (医療保険2割負担相当の人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 3,900円</li> <li>(2) 3,000円</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の者 (医療保険1割負担相当の人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1,950円</li> <li>(2) 1,500円</li> </ul>

※(1)は検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合、(2)はそれ以外の場合。

※他の公費負担医療制度等により PCR 検査の実施による自己負担が増加しない受診者については、本補助事業の対象としないため、当該受診者に関する費用については請求することができない。

請求様式例

PCR検査に係る検査料の補助について（月分）

自治体名：\_\_\_\_\_

以下のとおり請求します。

金額 \_\_\_\_\_ 円

区分	検査一回当たり単価①	検査回数数②	① × ②
A			
B			
C			
合計	一	回	円

(内訳)

検査日 年月日	氏名	区分 A	加入保険	備考 (例)

(請求者)

医療機関名：\_\_\_\_\_

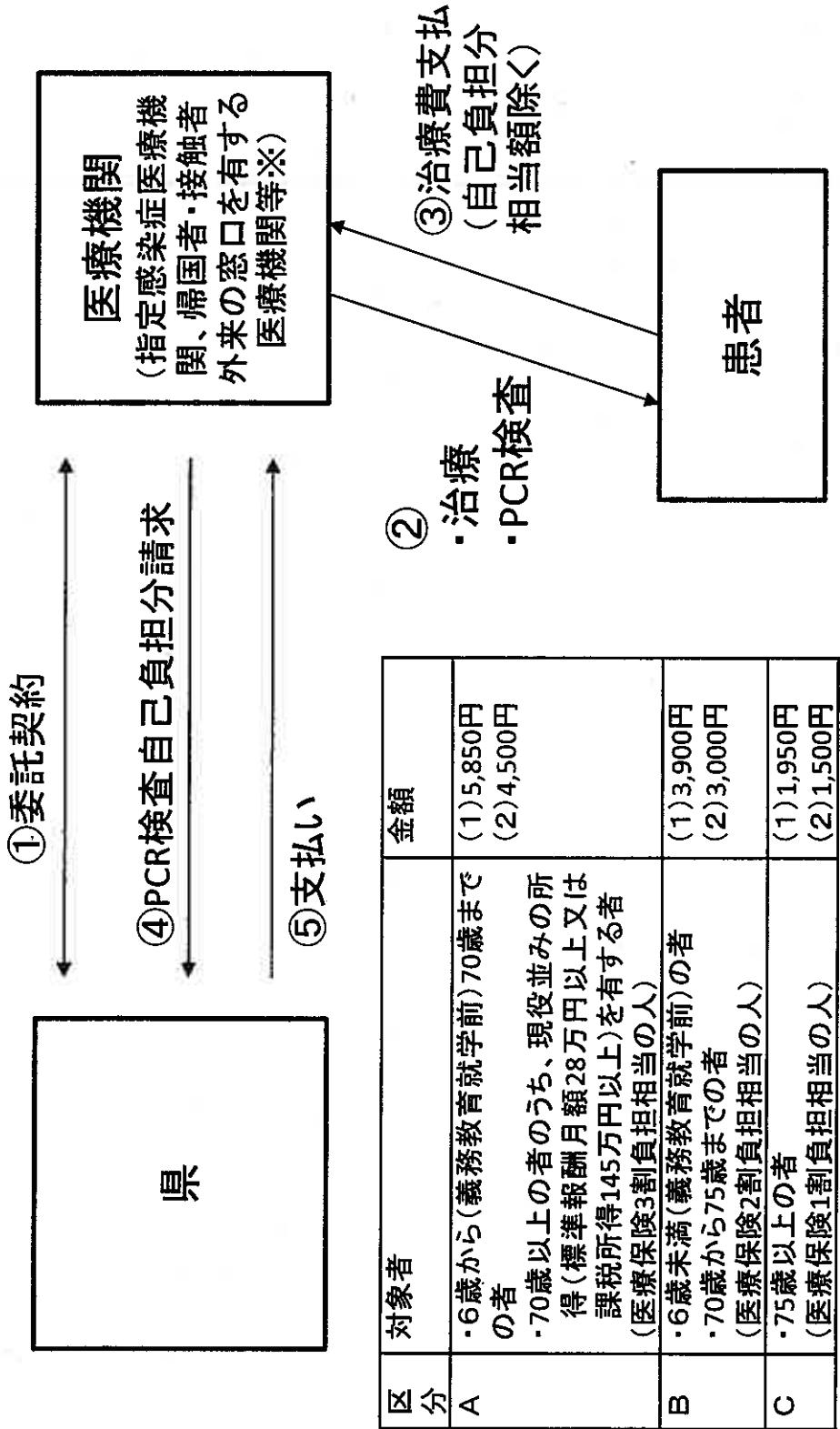
代表者氏名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

## PCR検査費用自己負担分スキーム



※ 指定感染症医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づく入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関及び帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関

事務連絡  
令和2年3月4日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について

今般、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、今後、患者数がさらに増加すること等を踏まえ、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用される。これを受け、今後、民間の検査機関の検査能力の向上が図られる見込みであるが、当面、患者の増加等により検査の需要が逼迫することも想定される。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる地域の体制整備として必要な事項を下記の通りとりまとめたので、御了知の上、関係各所への周知のほどをお願いする。

記

1 都道府県における調整の趣旨について

- 3月6日より保険適用となる「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」（以下「PCR検査」という。）については、これまで行政検査として実施している検査と同様の趣旨で行われることを踏まえ、従前の行政検査と同様に取り扱うこととしている。（令和2年3月4日健感発0304第5号「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」参照）
- 現行、外来では、帰国者・接触者外来の医師がPCR検査の必要性を判断し、保健所に相談の上、行政検査を行うこととなっているところ、今後は、これに加え、行政検査の一環として、保健所への相談を介さずに、帰国者・接触者外来等の医師が都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という）から委託を受けた医療機関（以下「PCR検査可能な医療機関」という。）や民間検査機関へPCR検査を依頼することが可能となる。

- このため、都道府県においては、行政検査（医療機関等への委託によるものを含む。）を適切に実施する観点から、域内の体制整備の状況等及び効率的に検査を実施するための方針を関係者で認識を共有し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含む関係機関で取り扱いを共通にしておくこととする。（別添「地域において必要な患者にPCRを実施する仕組み」を参照）

## 2 都道府県における調整の方法について

- 都道府県においては、PCR検査の実施体制の把握・調整等を円滑に行うため、例えば、関係機関が集まる会議体を設置し、その場で調整することが考えられるが、域内の実情に応じて適切に関係機関が連携をとれる体制を適切に整えることとする。なお、当該調整は、保健所設置市、特別区も含めて都道府県を区域として調整を行うこととする。
- 都道府県において、会議体を設置する場合には、例えば、以下のようなことが考えられる。なお、会議体を設置しない場合であっても、以下の①の関係者と②及び③の事項について、域内の状況把握・関係者調整を行うこととする。

### ①参加者の例

医師会、病院団体、感染症指定医療機関、地方衛生研究所、衛生検査所協会、帰国者・接触者外来を設置している医療機関など

### ②把握すべき事項

- ・域内におけるPCR検査実施可能機関（医療機関等）の把握
- ・各機関における一日あたりのPCR検査可能件数（都道府県の域内で把握できるもの）（今後、実施機関及び可能件数が変化した場合にはその都度把握する。）

### ③調整すべき事項

②で把握した各機関のPCR検査可能件数を踏まえた域内におけるPCR検査を効率的に実施できるよう対策・方向を検討し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含め、域内の関係者で調整すること。（別添「PCR検査リソースの効率運用の例」を参照）

- 都道府県は、上記②の事項について、別表様式1の通り、厚生労働省へ報告するものとする。また、②の事項について変更があったときはその都度、厚生労働省へ報告する。

- 都道府県又は都道府県から調整業務の委託を受けた機関（以下「調整機関」という。）は、会議体等で定めた方針に基づき、域内の各機関における受診者の偏り等により、受診者がPCR検査を受けることができない等の状態とならないよう、必要に応じて会議体等も活用しながら調整を行う。

具体的には以下のような業務を実施する。

- ① 厚生労働省から示された民間検査機関における検査可能件数を把握し、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ情報提供
- ② PCR 検査可能な医療機関における検査受付可能件数に達した旨の連絡を受付
- ③ 地方衛生研究所の検査受付可能件数を把握し、可能な場合には、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ紹介

### 3 厚生労働省における調整等について

- 厚生労働省は、広域で対応する検査実施可能体制を有する民間検査機関の検査可能件数を把握し、都道府県へ情報提供する。
- 厚生労働省は、以下の 2 点について、都道府県からの報告を受けて把握する。
  - ① 都道府県からの PCR 検査実施可能件数
  - ② 都道府県における PCR 検査実施状況
- 都道府県は、域内における PCR 検査の実施可能数を超える受診者が発生した場合には、厚生労働省へ相談すること。厚生労働省においては、上記 3 により把握した状況に鑑みて、相談を受けた都道府県の近隣の都道府県等における PCR 検査の実施可能状況を提供する等、可能な限り各都道府県における実施体制にかかる助言等を行うこととする。
- その際、厚生労働省において、
  - ・ 広域的な検査実施可能体制を有する民間検査機関と調整し、可能な民間検査機関がある場合には、協力依頼し、上記相談があった都道府県に対して PCR 検査実施可能数等を情報提供
  - ・ 国立感染症研究所における検査実施可能状況を確認の上、必要に応じて厚生労働省から国立感染症研究所へ協力依頼を実施などをを行う。

以上

(別表様式 1)

○域内での対応可能量（変更があった場合にはその都度報告をお願いします）

自治体名			
記入日	月	日	現在

(総括票)

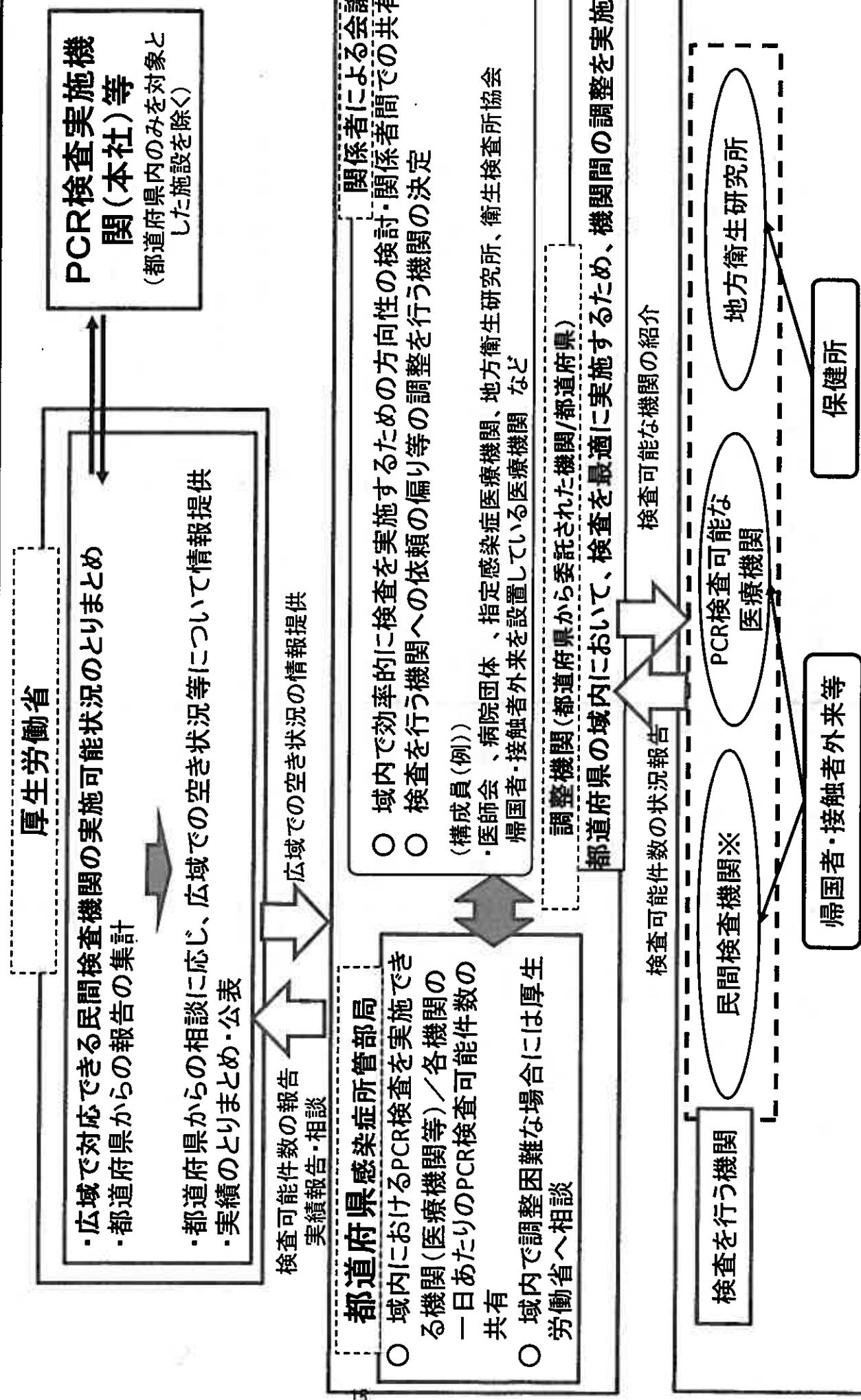
区分		施設数	持続的に検査可能な 1日あたりの検 体数
1	P C R 検査可能な医学部・医科 大学及び附属病院		
2	P C R 検査可能な医療機関（区 分 1 以外）		
3	地方衛生研究所・保健所		

(施設票)

施設名	施設の区分 (総括票の 区分 1, 2, 3 のいずれ か)	検査開始日 (月/日)	持続的に検査可能な 1日あたりの検体数	他施設から の検体受け 入れの可否 (可、否)

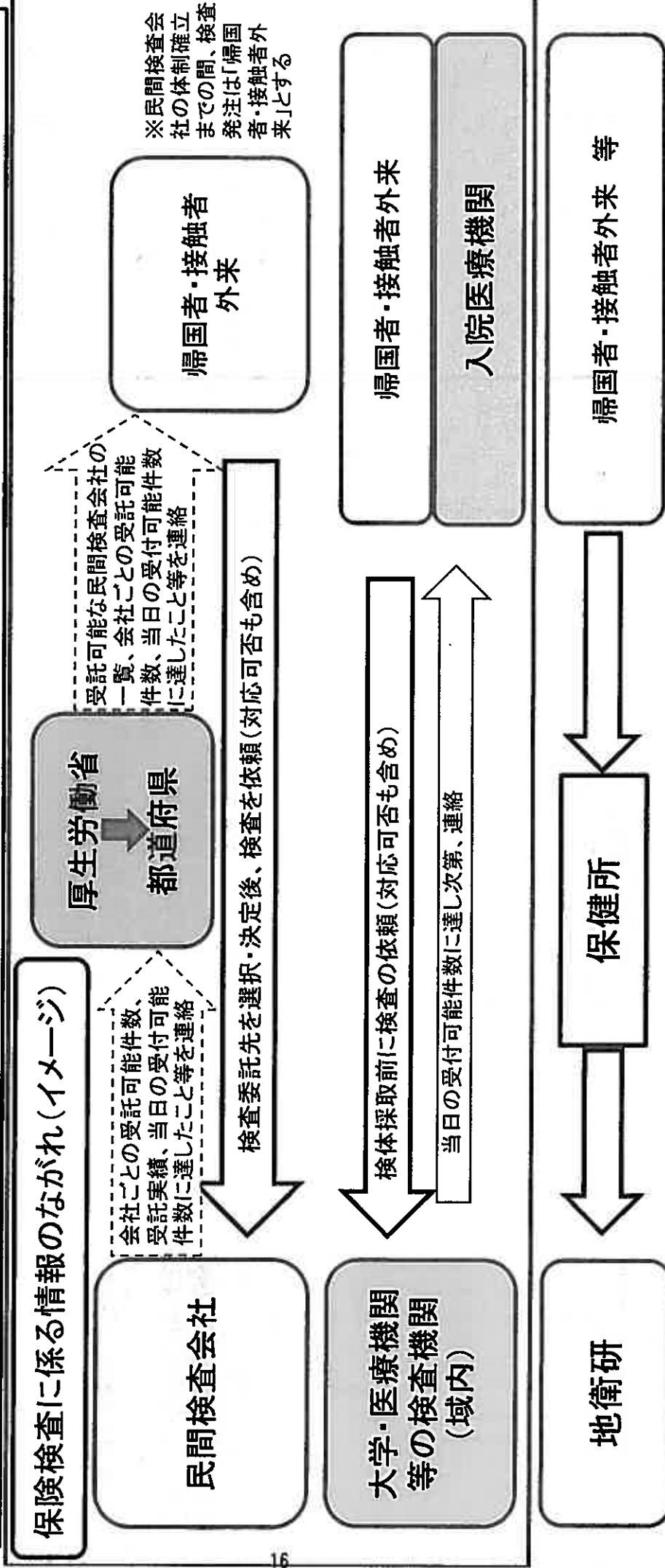
## 地域において必要な患者にPCR検査を実施する仕組み

保険収載されたPCR検査も含め、行政検査の委託として行われることを踏まえ、都道府県等において、民間医療機関も含めた円滑なPCR検査の実施体制を整備する必要がある。



# PCR検査リソースの効率運用の例（案）

PCR検査の保険適用に際し、民間検査会社等のキャパシティを最大限に活用する必要がある。以下に考えられる情報のながれの一例を示す。



(別添4)

事務連絡  
令和2年3月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に対応した  
医療体制について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症  
に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）において、各都道府県に  
「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置等を要請してきたと  
ころですが、今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査の需要が高まること等を踏まえ、  
「SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう）核酸検出」（以下「PCR検査」という。）が  
保険適用されます。PCR検査が保険適用されたことを踏まえた、新型コロナウイルス感染  
症に対応した医療体制について、下記のとおりとりまとめましたので、十分に御了知の上、  
管下の市区町村、医療機関をはじめとした関係者に周知をお願いいたします。

ただし、今後、医療提供体制（外来診療体制）の対策の移行が行われた際には、下記の  
取扱いを変更する予定であることを申し添えます。

なお、この取扱いは、厚生労働省保険局医療課及び日本医師会にも協議済みです。

記

PCR検査が保険適用された後、医師は、保健所への相談を介することなく、医師の判断  
により、新型コロナウイルスの検出を目的として、新型コロナウイルス感染症の患者で  
あることが疑われる者に対し、新型コロナウイルス感染症の診断等を目的としてPCR検  
査を行うことができる。一方、新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制としては、  
現在、各都道府県に、十分な感染予防策が取られており、同感染症の診療体制等の整つ  
た帰国者・接触者外来を設置しており、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、帰  
国者・接触者相談センターに電話連絡の上、同外来を受診する仕組みとしている。その  
ため、PCR検査が保険適用された後、外来診療体制においては、当面の間、院内感染防止  
及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の  
機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関においてPCR検査を実施する

こと。

なお、一般の医療機関に新型コロナウイルス感染症が疑われる方が受診した場合には、帰国者・接触者外来へ適切に受診していただくため、原則として、感染が疑われる方には帰国者・接触者相談センターへ一度電話で連絡の上、同外来を受診していただきたいが、帰国者・接触者外来に患者が殺到することのないよう留意しつつ、直接、帰国者・接触者外来を紹介することとしても差し支えない。

上記の取扱いに関しては、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(健感発0304第5号令和2年3月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)「地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について」(令和2年3月4日付け事務連絡)を参照にされたい。

以上